

# 山口県報

平成27年  
5月29日  
(金曜日)

## 目 次

- 規則  
山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則(税務課)……………
- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則  
(自然保護課)……………



山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年五月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第四十七号

山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

山口県税賦課徴収条例施行規則(昭和四十五年山口県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

別記第百五十三号様式(その二)中

対象鳥獣捕獲員に係るもの	第一種 銃 猟		有・無	1号	8,200円
	網猟又はわな猟	無	無	2号	5,500円
第二種 銃 猟		有・無	有・無	3号	4,100円
	無	無	4号	2,700円	
				5号	2,700円

を

2 1の狩猟者の登録(以下「軽減税率適用登録」という。)を受けた者が対象鳥獣その者が当該軽減税率適用登録に保つて、狩猟免許と同一の種類の狩猟の有効期間について当該期間を有効期間とする狩猟者の登録を受けるときにおけるもの

第一種 銃 猟	有・無	1号	8,200円
	無	2号	5,500円
	有・無	3号	4,100円
網 猟 又 は わ な 猟	無	4号	2,700円
第二種 銃 猟		5号	2,700円

1 県内の市町に所属する対象鳥獣捕獲員に係るもの

第一種 銃 猟	網 猟 又 は わ な 猟		課税免除
第二種 銃 猟			
第一種 銃 猟	網 猟 又 は わ な 猟	課税免除	
第二種 銃 猟			

2 従事者証の交付を受けた認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係るもの

第一種 銃 猟	網 猟 又 は わ な 猟		課税免除
第二種 銃 猟			

3 狩猟者の登録を受ける者が特定捕獲等期間に県の区域を対象とする許可捕獲等を行った場合における(山口県税賦課課税例第3条第1項ただし書に該当する場合を除く。)

第一種 銃 猟	有・無	1号	8,200円
	無	2号	5,500円
	有・無	3号	4,100円
網 猟 又 は わ な 猟	無	4号	2,700円
第二種 銃 猟		5号	2,700円

4 狩猟者の登録を受ける者が、県内の区域において、従事者(認定捕獲等事業者)に保つて、(認定捕獲等)として、従事者証の交付を受けた場合において、許可捕獲等を行った場合におけるもの(山口県税賦課課税例第3条第2項において、ただし書に該当する場合を除く。)

第一種 銃 猟	有・無	1号	8,200円
	無	2号	5,500円
	有・無	3号	4,100円
網 猟 又 は わ な 猟	無	4号	2,700円
第二種 銃 猟		5号	2,700円

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年五月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第四十八号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(昭和五十四年山口県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則

第一条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（）」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（）」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

第二十五条を第三十四条とする。

第二十四条の見出しを、「(鳥獣保護管理員)」に改め、同条第一項中「鳥獣保護事業」を「鳥獣保護管理事業」に、「鳥獣保護員」を「鳥獣保護管理員」に改め、同条第二項中「鳥獣保護員」を「鳥獣保護管理員」に、「鳥獣保護員証(別記第十八号様式)」を「鳥獣保護管理員証(別記第二十七号様式)」に改め、同条を第三十三条とする。

第二十三条を第三十二条とし、第十八条から第二十二條までを九条ずつ繰り下げる。第十七条中「第十五条第七項」の下に、「第十九条の九第五項」を、「第四十二条第六項」の下に、「第四十六条の二第六項」を加え、「別記第十七号様式」を「別記第二十六号様式」に改め、同条を第二十六条とする。

第十六条中「又は第四十二条第五項」を、「第四十二条第五項又は第四十六条の二第五項」に、「別記第十六号様式」を「別記第二十五号様式」に改め、同条を第二十五条とする。

第十五条第一項中「第九条第九項」の下に、「(法第十四条の二第九項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)」を加え、「又は第三十五条第八項」を「、第三十五条第八項、第三十八条の二第七項又は省令第十九条の九第三項」に、「別記第十四号様式」を「別記第二十三号様式」に改め、同条第二項中「別記第十五号様式」を「別記第二十四号様式」に改め、同条を第二十四条とする。

第十四条中「別記第十三号様式」を「別記第二十二号様式」に改め、同条を第二十三条とする。  
第十三条中「別記第十二号様式」を「別記第二十一号様式」に改め、同条を第二十二條とする。

第十二条中「別記第十一号様式」を「別記第二十号様式」に改め、同条を第二十一条とする。

第十一条中「別記第十号様式」を「別記第十九号様式」に改め、同条を第二十条とする。

第十条中「別記第九号様式」を「別記第十八号様式」に改め、同条を第十九条とする。

第九条中「別記第八号様式」を「別記第十七号様式」に改め、同条を第十八条とし、

同条の前に次の一条を加える。

(住居集合地域等における麻醉銃猟の許可の申請)

第十七条 法第三十八条の二第一項の許可を受けようとする者は、麻醉銃猟許可申請書(別記第十六号様式)を知事に提出しなければならない。

第八条中「別記第七号様式」を「別記第十五号様式」に改め、同条を第十六条とする。

第七条中「別記第六号様式」を「別記第十四号様式」に改め、同条を第十五条とする。

第六条中「別記第五号様式」を「別記第十三号様式」に改め、同条を第十四条とする。

第五条中「別記第四号様式」を「別記第十二号様式」に改め、同条を第十三条とし、同条の前に次の五条を加える。

(鳥獣捕獲等事業が基準に適合していることの認定の申請)

第八条 法第十八条の三第一項の申請書は、鳥獣捕獲等事業基準適合認定申請書(別記第七号様式)によらなければならない。

(認定鳥獣捕獲等事業の変更の認定の申請)

第九条 法第十八条の七第一項の認定を受けようとする者は、認定鳥獣捕獲等事業変更認定申請書(別記第八号様式)を知事に提出しなければならない。

(認定鳥獣捕獲等事業の変更の届出)

第十条 法第十八条の七第三項の規定による届出をしようとする者は、認定鳥獣捕獲等事業変更届(別記第九号様式)を知事に提出しなければならない。

(認定鳥獣捕獲等事業の廃止の届出)

第十一条 法第十八条の七第四項の規定による届出をしようとする者は、認定鳥獣捕獲等事業廃止届(別記第十号様式)を知事に提出しなければならない。

(認定の有効期間の更新の申請)

第十二条 法第十八条の八第二項の有効期間の更新を受けようとする者は、認定鳥獣捕獲等事業認定更新申請書(別記第十一号様式)を知事に提出しなければならない。

第四条中「別記第三号様式」を「別記第六号様式」に改め、同条を第七条とし、第三条の次に次の三条を加える。

(指定管理鳥獣捕獲等事業が実施計画に適合することについての確認の申請)





施行規則第65条第8号又は第9号に該当する者であるかどうか。	第8号	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない
	第9号	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない

第9 回禁猟の罠

使用する猟具の種類並びに第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許にあっては、銃の所持許可に係る銃の所持許可年月日	<input type="checkbox"/> 網	<input type="checkbox"/> わな	銃砲所持番号	号	交付年	年月日
	<input type="checkbox"/> 第一種銃猟免許	<input type="checkbox"/> 第一種銃猟免許	銃砲所持番号	号	交付年	年月日
使用する猟具の種類並びに第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許にあっては、銃の所持許可に係る銃の所持許可年月日	<input type="checkbox"/> 網	<input type="checkbox"/> わな	銃砲所持番号	号	交付年	年月日
	<input type="checkbox"/> 第一種銃猟免許	<input type="checkbox"/> 第一種銃猟免許	銃砲所持番号	号	交付年	年月日

に

狩猟免許の効力が停止されたことがあるかどうか。	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	停止の期間	年	月	日から	年	月	日まで
	<input type="checkbox"/> 網	<input type="checkbox"/> わな	銃砲所持番号	号	交付年	年月日	年月日	
使用する猟具の種類並びに第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許にあっては、銃の所持許可に係る銃の所持許可年月日	<input type="checkbox"/> 網	<input type="checkbox"/> わな	銃砲所持番号	号	交付年	年月日	年月日	
	<input type="checkbox"/> 第一種銃猟免許	<input type="checkbox"/> 第一種銃猟免許	銃砲所持番号	号	交付年	年月日	年月日	
使用する猟具の種類並びに第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許にあっては、銃の所持許可に係る銃の所持許可年月日	<input type="checkbox"/> 網	<input type="checkbox"/> わな	銃砲所持番号	号	交付年	年月日	年月日	
	<input type="checkbox"/> 第一種銃猟免許	<input type="checkbox"/> 第一種銃猟免許	銃砲所持番号	号	交付年	年月日	年月日	

に



同一登録年度内において異なる種類の狩猟免許を受けようとする狩猟者又は異なる種類の狩猟免許とする場合は、その狩猟免許の種類	の種類	<input type="checkbox"/> 第一種銃猟免許 <input type="checkbox"/> 第二種銃猟免許
	更新を受けようとする狩猟免許の種類	<input type="checkbox"/> 網猟免許 <input type="checkbox"/> わな猟免許 <input type="checkbox"/> 第一種銃猟免許 <input type="checkbox"/> 第二種銃猟免許

を

同一登録年度内において異なる種類の狩猟免許を受けようとする狩猟者又は異なる種類の狩猟免許とする場合は、その狩猟免許の種類	受けようとする狩猟免許の種類	<input type="checkbox"/> 網猟免許 <input type="checkbox"/> わな猟免許 <input type="checkbox"/> 第一種銃猟免許 <input type="checkbox"/> 第二種銃猟免許
	更新を受けようとする狩猟免許の種類	<input type="checkbox"/> 網猟免許 <input type="checkbox"/> わな猟免許 <input type="checkbox"/> 第一種銃猟免許 <input type="checkbox"/> 第二種銃猟免許
認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に対する適性を有することの確認の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

じ

「はり付け欄」や「貼付け欄」は、回禁の懸在種別を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」や「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」は、回禁付書類に次のものを記入し、回禁を回禁第十号に付するもの。

- 認定鳥獣捕獲等事業者であつて従事者に対し狩猟について必要な適性を有することの確認を行つていゝるものにあつては、対象となる事業従事者の氏名、適性を有することを確認した日並びに適性を有することを確認した方法及びその結果を記入した書面

回禁第十号に付する「(第10条関係)」や「(第19条関係)」は、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」や「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」は、回禁第十号に付するもの。

回禁第十一号に付する「(第9条関係)」や「(第18条関係)」は、「はり付け欄」や「貼付け欄」は、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」や「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」は、回禁第十号に付するもの。

第16号様式 (第17条関係)

麻 酔 銃 猟 許 可 申 請 書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

申請者 住 所

職 業

氏 名

年 月 日 生

(印) (電話 局 番)

下記のとおり住居集合地域等における麻酔銃猟の許可を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第38条の2第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

使用する麻酔薬の名称及び量	
住居集合地域等において麻酔銃猟をしなければならない理由	
捕獲等をしようとする期間	年 月 日から 年 月 日 間
捕獲等をしようとする区域	
捕獲等をしようとする鳥獣の種類及び数量	
危害の防止のための措置	
使用する麻酔銃の所持について の許可に係る許可証の番号 及び交付年月日並びに 人命救助等に従事する者 の出済証明書の番号及び 交付年月日	許可証 番号 号 交付年 月 日 人命救助等に従事する者 の出済証明書 番号 号 交付年 月 日

添付書類

捕獲等をしようとする区域を明らかにした5万分の1以上の地形図

注 / 申請者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。

2 「使用する麻酔薬の名称及び量」欄は、使用する麻酔薬の主成分及び/発射当たりの使用量を記入すること。

3 「住居集合地域等において麻酔銃猟をしなければならない理由」欄は、他の手段と比較して麻酔銃猟によることが適切とする理由を記入すること。

4 「危害の防止のための措置」欄は、人の身体及び生命に予期しない危険を及ぼすおそれを回避するための措置を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。



## 添付書類

- 1 法人の定款又は寄附行為
- 2 法人の登記事項証明書
- 3 役員及び事業管理責任者の住所、本籍、氏名、生年月日及び役職を記入した名簿
- 4 雇用契約書の写しその他申請者の事業管理責任者に対する使用関係を証する書類
- 5 捕獲従事者名簿
- 6 鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程
- 7 事業管理責任者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下「省令」という。）第19条の4第1項第2号イ及びロに掲げる事項を実施する旨を誓約する書面
- 8 事業管理責任者及び捕獲従事者の狩猟免状の写し
- 9 銃器を使用して鳥獣の捕獲等しようとする場合にあつては、当該銃器の所持について捕獲従事者が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項の規定による許可に係る許可証の写し（当該許可が同項第2号の規定によるものである場合にあつては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第5条第2項の人命救助等に従事する者届出済証明書の写しを含む。）
- 10 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した省令第19条の4第1項第6号に定める知識を含む救命講習の修了証の写し又はこれに類する書類
- 11 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した安全管理講習の修了証の写し又はこれに類する書類
- 12 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した安全管理講習の内容及び時間を記入した書類
- 13 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した技能知識講習の修了証の写し又はこれに類する書類
- 14 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した技能知識講習の内容及び時間を記入した書類
- 15 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した夜間銃猟安全管理講習の修了証の写し又はこれに類する書類
- 16 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した夜間銃猟安全管理講習の内容及び時間を記入した書類
- 17 夜間銃猟をする捕獲従事者の技能が省令第19条の5第1項第2号の規定により環境大臣が告示で定める要件を満たすことを証する書類
- 18 研修に関する計画書
- 19 省令第19条の2第2項第12号に掲げる書類
- 20 役員及び事業管理責任者が省令第19条の8第3号イからホまでに該当しない者であることを誓約する書面
- 21 省令第19条の8第4号（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する

法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令附則第2条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する損害保険契約書の写し又は同号に規定する共済事業の被共済者であることを証する書類

22 申請者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の4各号に該当しない者であることを誓約する書面

23 夜間銃猟の実施に係る安全管理規程

注 □には、該当するものに印を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

## 第8号様式（第9条関係）

## 認定鳥獣捕獲等事業変更認定申請書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号  
主たる事務所  
の所在地  
名 称  
代表者の氏名  
(電話 局 番)

下記のとおり認定鳥獣捕獲等事業に関する事項の変更を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の7第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

認定証の番号	番 号	第 号
	交付年月日	年 月 日
変更事項	<input type="checkbox"/> 鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法 <input type="checkbox"/> 鳥獣捕獲等事業の実施体制に関する事項 <input type="checkbox"/> 鳥獣捕獲等事業に従事する者の技能及び知識に関する事項 <input type="checkbox"/> 鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の実施に関する事項	
	変更前	
変更の内容	変更後	
変更年月日	年 月 日	
変更の理由		

## 添付書類

変更前の認定に係る申請書に添付した書類に変更があるときは、当該変更後の書類

注 □には、該当するものにシ印を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

## 第9号様式（第10条関係）

## 認定鳥獣捕獲等事業変更届

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号  
主たる事務所  
の所在地  
名 称  
代表者の氏名  
(電話 局 番)

下記のとおり認定鳥獣捕獲等事業に関する事項に変更を生じたので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の7第3項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

認定証の番号	番 号	第 号
	交付年月日	年 月 日
変更事項	<input type="checkbox"/> 名称及び住所並びに代表者の氏名 <input type="checkbox"/> 鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法（捕獲等をする鳥獣の種類又はその方法の追加に係る変更を除く。） <input type="checkbox"/> 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の10第2号に掲げる事項	
	変更前	
変更の内容	変更後	
変更年月日	年 月 日	
変更の理由		

## 添付書類

鳥獣捕獲等事業基準適合認定申請書に添付した書類（変更事項に係るものに限る。）に変更があるときは当該変更後の書類、変更前の認定鳥獣捕獲等事業変更届に添付した書類に変更がある□には、該当するものにシ印を記入すること。

注 □には、該当するものにシ印を記入すること。  
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第10号様式 (第11条関係)

認定鳥獣捕獲等事業廃止届

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号  
届出者 主たる事務所  
の所在地 名称  
代表者の氏名  
(電話 局 番)

下記のとおり認定鳥獣捕獲等事業を廃止したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の7第4項の規定により届け出ます。  
記

認定証の番号及び交付年月日	番 号	第 号
	交付年月日	年 月 日
廃 止 年 月 日	年 月 日	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第11号様式 (第12条関係)

認定鳥獣捕獲等事業認定更新申請書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号  
申請者 主たる事務所  
の所在地 名称  
代表者の氏名  
(電話 局 番)

下記のとおり認定鳥獣捕獲等事業の認定の有効期間の更新を受けたので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の8第3項の規定により、関係書類を添えて申請します。  
記

認定証の番号及び交付年月日並びに認定証を交付した都道府県名	番 号	第 号
	交付年月日	年 月 日
鳥 獣 種 類	鳥 獣 種 類	捕 獲 等 の 方 法
	<input type="checkbox"/> イノシシ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 装薬銃 <input type="checkbox"/> 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。) <input type="checkbox"/> 網 <input type="checkbox"/> わな
	<input type="checkbox"/> イノシシ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 装薬銃 <input type="checkbox"/> 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。) <input type="checkbox"/> 網 <input type="checkbox"/> わな
	<input type="checkbox"/> イノシシ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 装薬銃 <input type="checkbox"/> 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。) <input type="checkbox"/> 網 <input type="checkbox"/> わな
鳥獣捕獲等事業の方法 より捕獲等をすする 鳥獣の種類及びそ の方法	事業管理責任者 の役職及び氏名	



第3号様式 (第4条関係)

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画適合確認申請書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

申請者 住所

氏 名

(電話 局 番)

①②

下記のとおり指定管理鳥獣捕獲等事業が指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画に適合することについての確認を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第5項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

指定管理鳥獣の種類	
指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域	
指定管理鳥獣捕獲等事業の目標	
指定管理鳥獣捕獲等事業の内容	捕獲等の方法の概要
	捕獲等の規模
指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制	捕獲等をした個体の処分方法
住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項	
その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項	

添付書類

実施区域を明らかにした5万分の1以上の地形図

注 / 「指定管理鳥獣捕獲等事業の目標」欄は、指定管理鳥獣捕獲等事業における捕獲数等の目標を記入すること。

2 「捕獲等の方法の概要」欄は、使用する猟法、使用する捕獲用具の名称、夜間銃猟を実施する場合にあつてはその旨等を記入すること。

3 「捕獲等の規模」欄は、捕獲数、捕獲等をした日数等、捕獲等に従事する人数、設置する猟具の数等を記入すること。

4 「捕獲等をした個体の処分方法」欄は、捕獲等をした個体の搬出方法、搬出後の処置の方法、捕獲等をした個体をその捕獲等をした場所に放置する場合にあつてはその旨等を記入すること。

5 「指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制」欄は、直営又は委託の別、専門家等との連携方法等を記入すること。

6 「その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項」欄は、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するに当たつての地域住民の理解を得るための取組に関する事項等を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

## 第4号様式（第5条関係）

## 夜間銃猟事項実施計画適合確認申請書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号  
主たる事務所  
の所在地  
名 称

代表者の氏名

(印)  
(電話 局 番)

下記のとおり夜間銃猟に関する事項が指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画に適合することについての確認を受けたので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第8項第2号の規定により、関係書類を添えて申請します。

## 記

夜間銃猟の実施日時	
夜間銃猟の実施区域	
捕獲等をする指定管理鳥獣及びその目標頭数	
捕獲等の方法	
夜間銃猟の実施方法	安全確保策 捕獲等をした個体の回収及び処分 の方法
発注者	
夜間銃猟の実施体制	現場の実施体制 関係機関との調整状況及び連携方法

夜間銃猟をする者	
住民の安全の確保のために特に必要な措置及び周辺地域への注意喚起の方法	

## 添付書類

- 1 夜間銃猟をしようとする区域を明らかにした5万分の1以上の地形図
  - 2 夜間銃猟をしようとする区域及びその付近の状況を明らかにした天然色写真その他の資料
  - 3 射撃場所、射撃方向その他夜間銃猟の安全性を確認するために必要な事項を明らかにした図面
  - 4 夜間銃猟の実施に係る安全管理規程
  - 5 認定証の写し
  - 6 捕獲従事者名簿
- 注 / 「夜間銃猟の実施日時」欄は、夜間銃猟を実施する日程及び時間帯を具体的に記入すること。

- 2 「安全確保策」欄は、夜間銃猟をしようとする区域における明るさの確保の方法、発砲する地点の周辺の安全確保の方法等を記入すること。
- 3 「夜間銃猟の実施体制」欄の「現場の実施体制」欄は、夜間銃猟を実施する際の従事者の配置、緊急連絡体制等を記入し、「夜間銃猟の実施体制」欄の「関係機関との調整状況及び連携方法」欄は、市町や警察署を含む関係機関との調整状況及び連携方法等について記入すること。
- 4 「夜間銃猟をする者」欄は、夜間銃猟をする際の安全の確保に関する技能が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の5第1項第2号の規定により環境大臣が告示で定める要件を満たし、かつ、夜間銃猟安全管理講習として夜間銃猟をする際の安全の確保に関する知識等について5時間以上の講習を修了している捕獲従事者のうち、この申請に係る夜間銃猟を行う全ての捕獲従事者の氏名を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。



平成  
二十  
七年  
五月  
二十九日  
発行

発行  
所

山口  
県  
知事  
庁

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。